

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第7号

**「町の区域及び町名」が
決定しました！**

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、令和6年1月に検討会から平塚市に提出した新しい「町の区域及び町名」(案)が、令和6年12月の平塚市議会定例会において、提出案のとおり議決されました。

※決定した「町の区域及び町名」は2ページをご参照ください。

【今後の予定】

令和7年3月下旬～ 住居表示実施のための居住等の現地調査

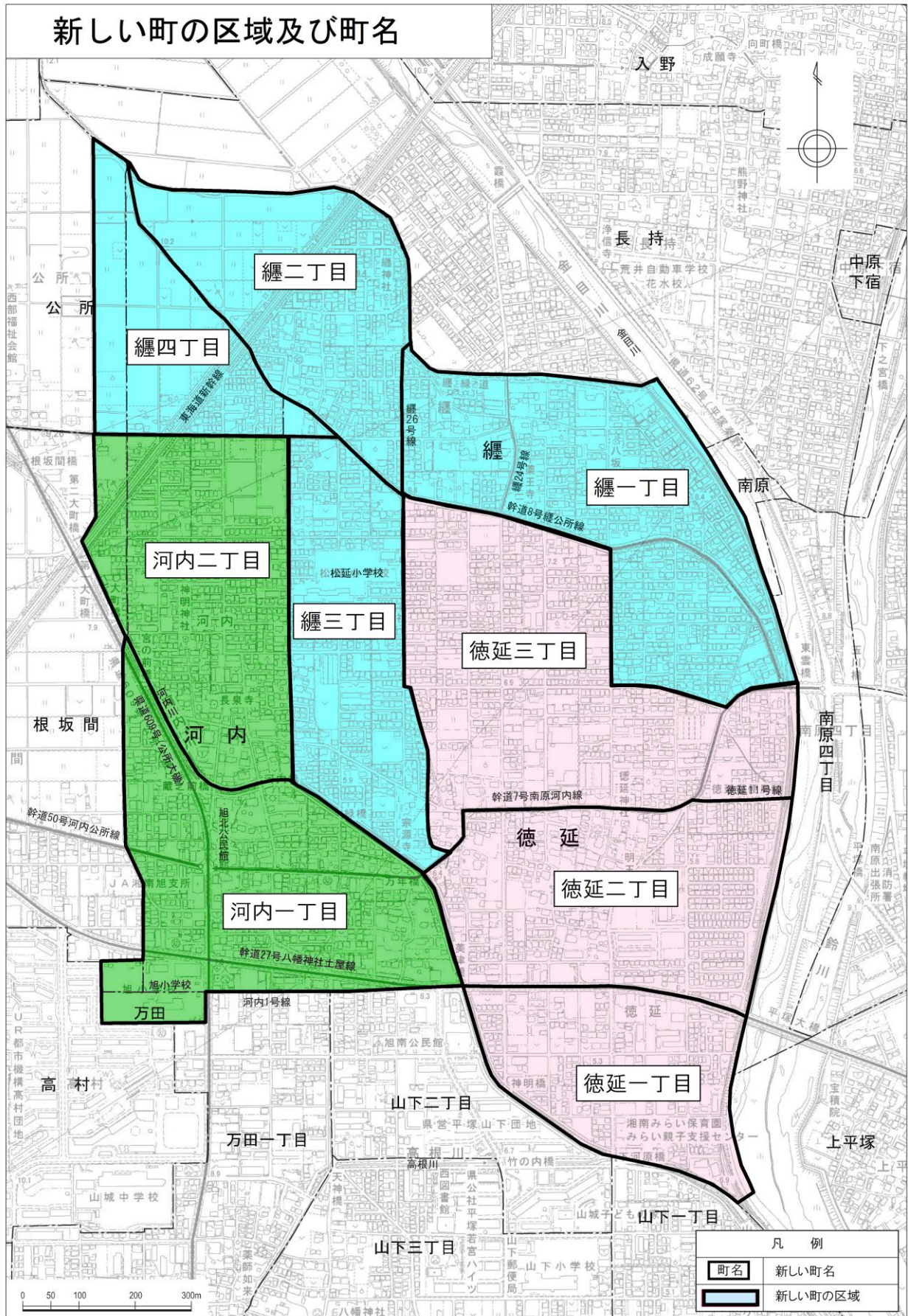
9月中旬～ 新住所の通知（戸別による配付）

9月下旬 手続きに関する説明会の開催

10月 住居表示実施

※現時点では、10月14日（火）実施を予定しています。

令和7年10月からの新しい町の区域及び町名はこちらです



住居表示の実施により住所の表記が変わることで、ご自身で住所変更のお手続きが必要になるものがございます。

お手続きの詳細は、住所変更の時期の前(令和7年9月頃予定)に住居表示の手引き(手続き等が記載された冊子)の配付や、説明会等の開催により、皆様へご説明を予定しています。

～～ 手続きの一例です ～～

◎ **手続き「不要」:行政(市や法務局等)が変更するもの(職権でできる)**

- 例・住民基本台帳などの公簿類の住所欄 ・登記簿上の字名(表題部)
・国民年金/厚生年金受給者 ・印鑑登録原票 ・医療証(㊦、㊧)
・児童扶養手当証書 ・上下水道 ・NTT(固定電話) ・NHK など

◎ **手続き「必要」:皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)**

- 例・マイナンバーカード ・運転免許証 ・車検証 ・障害者手帳(身体、療育、精神) ・㊨医療証 ・登記簿(権利部)の所有者の住所
・個人契約の銀行や保険 など

※法改正やマイナンバーカードに付帯されるものにより、手続きの方法が変わる場合があります。

～Q&A～

Q) **住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？**

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付(1世帯50枚)を予定しております。

Q) **住所変更に伴い証明書等は発行されますか？**

A) 市が、住所の表記が変わったことを証明する「住居番号設定通知書兼証明書」を発行します。配付する枚数や日付は、改めてお知らせ等でご案内します。

平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認できますので、ご活用ください。



↑平塚市ホームページ

令和7年2月

発行:旭地区第2次住居表示実施検討会
(事務局 平塚市都市整備課)

電話:21-8783(直通)

23-1111(代表) 内線2604